

働けど働けど残業代ももらえない…

リストラで多くの社員が解雇されていますが、会社に残った社員にも長時間・過剰労働という大問題があります。サービス残業を強要され、過労で命を落とす人も後を絶ちません。いわゆる「見なし労働制(所定労働時間を超えて働いても所定労働時間と見なす)」の問題も深刻になってきています。

●長時間労働を隠蔽する「見なし労働時間」 (見なし労働時間制の有無、種類別採用企業数割合)

(単位：%)

企業規模・ 産業・年	(複数回答)				見なし労働 時間制を採用 していない企業
	見なし労働 時間制を採用 している 企業	事業場外労働のみなし 労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	
合計	10.5	8.8	2.2	0.9	89.5
1,000人以上	28.8	19.5	11.2	6.5	71.2
300~999人	20.1	17.2	4.9	2.1	79.9
100~299人	15.7	13.3	2.7	2.2	84.3
30~99人	7.8	6.5	1.6	0.3	92.2
平成16年	9.8	8.6	2.5	0.5	90.2
平成17年	11.4	9.3	3.4	0.6	88.6
平成18年	10.6	8.8	2.8	0.7	89.3
平成19年	10.6	8.8	2.9	1.1	89.4
平成20年	10.4	8.3	2.7	0.9	89.6

【出典】厚生労働省「就労条件総合調査」(平成20年)

残業代不払いは犯罪です

労働基準法第37条は、労働者に残業や休日出勤をさせた場合は、割増賃金(25%以上)を支払わなければならない〔注：2010年4月からは労働基準法の改正により、残業が月60時間以上の場合は割増賃金50%以上となります(ただし中小企業については、当分の間、適用が見送られます)〕。支払わないと「6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金」に処せられます(同第119条)。

残業代不払い NO! 今こそ労働組合の出番!



— たたかう労働組合、それが全港湾です —

全港湾は、全国の港で働く労働者が中心になって組織してきた労働組合です。きびしいたたかいを経て、港湾産別の労使協定をつくってきた歴史をもっています。現在は港湾に限らず、トラックなどの運輸関係、工場、サービス業にいたるまで、幅広い職種の労働者が集まっています。北海道から沖縄まで全国に9つの地方本部と49の支部があり、組合員数は1万2千人です。個人単位で加盟でき、たとえ組合員が1人でも会社と団体交渉をもち、労働者の権利と労働条件を守るためにがんばっています。

全日本港湾労働組合

<http://www.zenkowan.org/>

連絡先

残業代を勝ち取りました

2007年1月、大手牛丼のチェーン店で働くアルバイト従業員が労働組合を結成し、会社と交渉した結果、全従業員6,000人分の不払い残業代を過去2年間さかのぼって勝ち取るという出来事がありました。マスコミでも大きく報道されましたので既にご存じのことと思います。泣き寝入りせず、労働組合を結成して交渉すれば未払いの残業代も返ってきます(時効2年)。

今こそ労働組合の出番です

会社側の横暴に歯止めをかけ、働く者の権利を守るのが労働組合の役目です。労働組合を結成し、会社と粘り強く交渉すれば状況は次第に良くなっていきます。残業代の支払い状況をチェックするのも労働組合の役目です。会社が残業を命じるには36協定(労働基準法第36条)の締結が必要です。皆さんの職場では36協定は結ばれていますか? 労働組合はありますか?

●労基署の不払残業是正指導結果

	100万円以上割増賃金を支払った事案		
	05年度	06年度	07年度
是正企業数	1,524	1,679	1,728
対象労働者数	167,958	182,561	179,543
割増賃金合計	232億9,500万円	227億1,485万円	272億4,261万円
(企業平均)	(1,529万円)	(1,353万円)	(1,577万円)
(労働者平均)	(14万円)	(12万円)	(15万円)

【出典】厚生労働省「監督指導による賃金不払残業の是正結果」

●サービス残業は正額の推移(100万円以上の事務所)

